

## 政党助成制度（政党交付金）の廃止を求める意見書

1994年の「政治改革」によって、国民の税金を財源とした「政党助成制度」が翌95年から開始された。95年1月施行の改正・政治資金規制法附則第10条では、法律施行5年後に「寄附の在り方についての見直し」を規定、これは2000年からの企業・団体献金の全面禁止を意味するものと多くの国民は理解をしてきたところである。

しかし、99年12月改正の政治資金規制法では企業・団体から政党などへの献金は禁止されていない。つまり政党交付金との「二重取り」を続けているものである。また、政党助成制度導入の主旨は「政治の浄化」であったが、同制度が導入されて約8年が経過した今日においても国会議員とカネの問題、国会議員が関与する汚職事件は後を絶たないという現状である。同制度が導入されてから毎年300億円を超える税金が日本共産党以外の各政党に配分され、その合計額は8年間で約2400億円にもなる。

現在、国民や民間企業などは長期の経済不況の下、個人においては給与の大幅減額や失業、企業では規模の縮小や倒産など厳しい経済環境下にある。このような社会、経済環境の下で国会も議員歳費1割削減や永年勤続議員の特別交通費廃止などに腐心をされている。無論これらも極めて大事なことではあるが、年間300億円を超える政党交付金と比べれば、それらはあまりにも少額であり「お茶を濁した程度」の批判は免れないものである。

また、医療制度改革での負担増や雇用保険料率の引き上げ等で国民負担はますます大きくなっている。そして「児童扶養手当」の見直しにおける支給額の減額に象徴されるように福祉施策の後退は顕著であると言わざるをえない。

国の財政状況が厳しいというのであれば、国民も一定の我慢はする。しかし、国政を担う政党や国会議員が既得権益にしがみつき「お茶を濁した程度」の改革、痛みでしかないのであれば、国民は唯々諾々と承服できるものではない。

よって、政府、国会においては「政党交付金」を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年（平成14年）12月6日

奈良県・上牧町議会